

金沢都市計画区域計画書

金沢都市計画区域のうち、金沢市の用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に基づき、用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限を次のように定める。

	地区名	面積 (ha)	法第52条第1項第6号の規定に基づく 数値  (容積率)	法52条第2項第3号の規定に基づき区域を指定して定める数値  (前面道路幅員による容積率制限係数)	法第53条第1項第6号の規定に基づく 数値  (建ぺい率)	法第56条第1項第1号による法別表第3(に)欄5の項に基づく数値  (道路斜線)	法第56条第1項第2号二の規定に基づく 数値  (隣地斜線)	備考
1	保全すべき地区	11,289.4	10分の10	0.4	10分の6	1.5	20m+1.25	
2	一般的地区	2,519.1	10分の20	0.4	10分の6	1.5	20m+1.25	
3	中層の温泉街地区	5.5	10分の30	—	10分の7	1.5	31m+2.5	

\*数値の記入のない区域の数値は0.6

「地区は計画図表示のとおり」

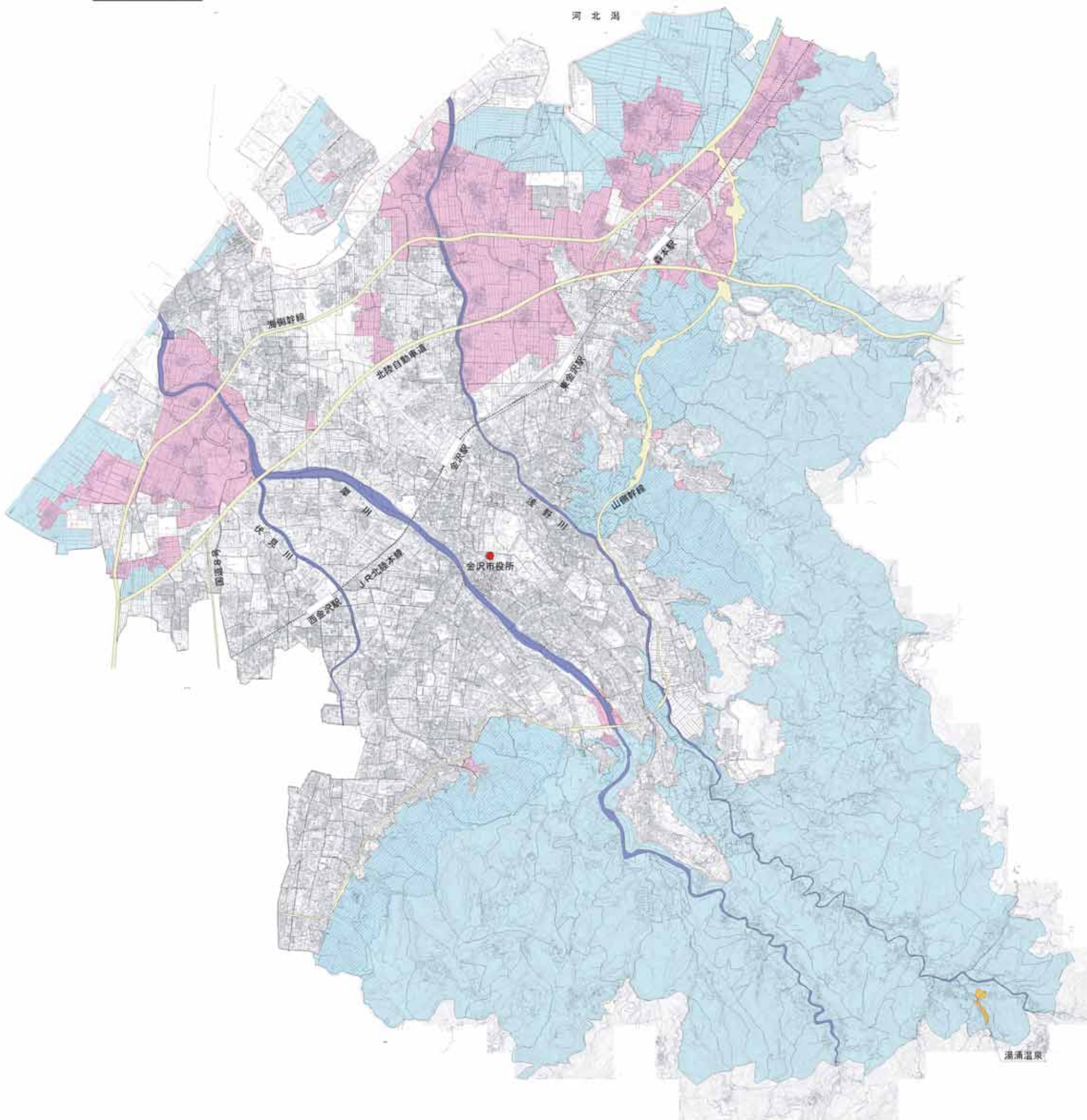
理由

建築基準法改正（平成13年5月18日施行）により、用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限を土地利用の実態に即して定めるものである。

# 用途地域の指定のない区域における建築物に係る規制図



0 1 2km



凡 例	
	保全すべき地区 (100/60)
	中層の温泉街地区 (300/70)
	一般的地区 (200/60)
	風致地区 (市街化調整区域内)
	町丁界
	市街化区域
	都市計画区域